

◆島根県母性衛生学会会則◆

第1章 総 則

第1条 本会は島根県母性衛生学会 (Shimane Society of Maternal Health) と称し、日本母性衛生学会の島根県支部を兼ねる。

第2章 目的および事業

第2条 本会は妊・産・授乳婦・小児の保健並びに女性全般に関する公衆衛生の研究、知識技術の普及向上をはかり母性保健の増進に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行い、かつ会員相互の親睦を図るものとする。

- ①母性衛生に関する調査研究
- ②学術集会等の開催
- ③会報などの刊行
- ④母性衛生事業に対する学術的並びに技術的援助
- ⑤関連諸団体との提携
- ⑥その他本会の目的達成のために必要と認める事業

第3章 会 員

第4条 本会の会員は登録会員、年会員および賛助会員とする。

- 2 登録会員は本会の目的および事業に賛同し、所定の手続きを経て入会するも

のをいい、島根県内外の産婦人科医、小児科医、歯科医、助産師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、養護教諭、歯科衛生士、薬剤師、および行政職などとする。

3 賛助会員は本会の目的および事業に賛同し援助するものをいう。

第5条 登録会員になる者は、姓名、住所、職種、勤務先等を記し会費を添えて本会の事務所に申し込むものとする。

第6条 会費は次の通りとする。

登録費 1,000円

年会費 2,000円

賛助会費 1口10,000円（1口以上）

第7条 会員が本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたときは、会長は理事会にはかり、これを除名することができる。

第8条 会員が退会するときには、姓名、住所、職種、勤務先等を記した退会届けを本会の事務局に提出するものとする。

第9条 退会し、又は除名された会員の既納会費は返還しないものとする。

第10条 3年会費を滞納したときは、会員の資格を失う。

ただし、再入会を希望する場合は未納分の会費を納入し、登録会員の手続きに従うものとする。

第4章 役員等

第11条 本会は次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理 事 若干名
- ④ 監 事 2名

第12条 会長、副会長、理事および監事の選出は理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事のうち若干名を常務理事とする。常務理事は会長が任命するものとする。

第13条 会長は本会の運営に関する会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 会長、副会長、理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 監事は会計を監査する。

第14条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会 議

第15条 本会の会議は総会および理事会とする。

- 2 会長は年1回総会を開催する。
- 3 会長は必要に応じ理事会を開催する。

第16条 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

第6章 学術集会

第17条 会長は理事会にはかり学術集会長を委嘱し、学術集会を開催する。

- 2 学術集会長は学術集会を主催する。
- 3 学術集会長の任期は原則として1年間とする。
- 4 学術集会長は理事会に出席することができる。

第7章 事務所

第18条 本会の事務所は、〒693-8501 島根県出雲市塩冶町89-1 島根大学医学部看護学科内に置く。

第8章 会計

第19条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第20条 本会の経費は、第6条の会費およびその他の収入をもって充当する。

第9章 補則

第21条 本会の会則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

第22条 本会は平成9年1月26日をもって施行する。

改定（平成10年 1月25日）

改定（平成11年 3月 7日）

改定（平成16年 3月14日）

改定（平成17年 3月13日）

改定（平成18年 3月12日）

改定（平成20年 3月 9日）

改定（平成22年 3月15日）

改定（平成31年 3月10日）